

内容紹介

- 特集 高齢者のトラブル (1)
- sapo 之助のトピックス (2)
- 消費生活センター相談窓口から (3)
- お知らせ (4)



特集 高齢者のトラブル

高齢者をねらう悪質商法

長崎県の高齢者人口は年々増加し、県民の4人に1人が65歳以上になっています。また、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増えています。

高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っていると言われています。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙っています。

こんな手口に用心してください

訪問販売 (次々販売、点検商法など)

販売業者が、突然消費者を訪問し、商品やサービスを強引に勧誘・販売する商法で、高齢者が自宅にすることが多いため、多くの被害が出ています。



アドバイス

- ・ 不必要な訪問販売や勧誘の人は家に上げないようにする
- ・ 断るときは「いりません」「必要ありません」とはっきり言う

電話勧誘販売 (かたり商法、次々販売など)

電話を使った販売方法で、強引な勧誘に押し切られたり、嘘の説明を信じて契約してしまうケースが目立っています。



アドバイス

- ・ 必要ないのであれば「契約しません」ときっぱり断り早めに電話を切る
- ・ 悪質な勧誘にだまされないように、日頃から家族や近所など周囲の人に相談する

催眠 (SF) 商法

閉めきった会場に人を集め、景品やサンプル商品などを配り、言葉巧みに会場の雰囲気盛り上げ、冷静な判断ができないようにさせ、高額な商品売りつける商法です。



アドバイス

- ・ 自由に出入りできない会場へは立ち寄らない
- ・ 周りの雰囲気に惑わされない

利殖商法

「値上がり確実」「必ず儲かる」など、利殖になることを強調して投資や出資を勧誘する商法です。契約後、業者と連絡が取れなくなることもあります。



アドバイス

- ・ 知識のない投資には手を出さない
- ・ 不審な業者の、訪問にも電話にも対応しない

高齢者の家庭内事故

65歳以上の高齢者の事故が家庭内で起こっています。具体的には、階段や脚立、ベッドからの転落、床や浴室などでの転倒により、打撲や骨折を負う例が多く見られます。

- 階段** 階段の2段目で転倒し、臀部と後頭部を強打した。
- 浴室** 浴槽の縁に手をついて立ち上がろうとしたら、手が滑って転倒した。
- 居間** 家の居間でこたつ布団につまずいて転倒。腰部を骨折し重症。
ローソクの火が衣服に燃え移り着火、熱傷で死亡した。
介護用ベッドの手すりにはさまり、重症。



事故を防ぐために

- ・ 玄関、廊下、浴槽などの段差をなくし、手すりを設けましょう。
- ・ 階段は、十分な明るさを確保し、スリッパは履かない方が安全です。
- ・ 居室は整理整頓をし、床や階段などにつまずきそうな物を置かないようにしましょう。
- ・ 生地のでやすそが広がった衣類は火がついても気づきにくいので注意をしましょう。
- ・ ベッドや手すりに6cm以上の隙間があれば、カバーやクッションなどを入れましょう。

地域ぐるみで高齢者を見守りましょう

高齢者が消費者トラブルや家庭内事故に巻き込まれるケースが多くなっています。被害にあっても「だまされたことに気づかない」、「だまされたことを誰にも話さない」などのケースが見受けられます。そこで、地域ぐるみの見守りが大事となっています。日頃からあいさつを交わし連絡を取り合えば、何か異変があったときすぐ気付くことができます。

このため県では、「**暮らしホッと安全・安心事業**」を立ち上げ、このような暮らしのトラブルの未然防止や早期発見等にも目配りをさせていただく団体を募集しています。

詳しくはホームページ (<http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>) 「ながさき消費生活館」をご覧ください。



「特定商取引に関する法律」に違反した訪問販売業者に対する行政処分

長崎県は、主に高齢者に対してハウスクリーニング、塗装工事等の役務を提供していた訪問販売業者である株式会社Meisters.(マイスターズ)(本社:長崎市)に対し、平成24年8月24日、特定商取引法に基づき再勧誘の禁止及び迷惑勧誘等違反行為の是正と改善措置を「指示」しました。

同社は、消費者宅に電話で「1,000円(一部ケースでは2,980円)で換気扇(又はエアコン、風呂)掃除をしませんか」等と勧誘し、依頼があった消費者宅で換気扇等の掃除をしている間を利用して、ハウスクリーニングや塗装工事等の勧誘を執拗に行ったものです。

消費生活センターの相談窓口から

気をつけて!! 「身近な製品で思わぬ事故が」

相談事例

事例1) 卓上スタンドが発煙した

約8年使っている卓上スタンドから煙が出て、焦げくさい臭いがした。最近、点いたり消えたりすることがあったが、そのまま使っていた。メーカーに連絡しようと思うが、連絡先がわからない。



事例2) 発泡入浴剤を使ったら咳き込んだ

発泡入浴剤を入れ入浴したところ、苦しくなり咳き込んだ。咳は長く続くわけではなかったが、後から入ってきた子供も同じように咳き込んだので、注意書きをよく見たら「溶かしきってから入浴するように」とあった。もう一度よく溶かして入浴したが、やはり咳が出る。



センターの対応

事例1) 当該商品の情報をインターネットで調べたところ、メーカーが3年前に社告を出していることがわかりました。内容は、「蛍光管の寿命が近づいた際(蛍光管の根元が黒くなる)、通常よりも蛍光管の発熱温度が高くなる事があり、蛍光管根元部分の傘部が熱変形し、発煙する事が判明しました。蛍光管の根本が黒ずんだり、蛍光管がちらつきましたら、蛍光管の交換をお願い致します。」と注意喚起していました。また、当該商品の問合せ先として別メーカーが対応しており、センターより問合せたところ、商品代が返金されました。

事例2) 当該商品の包装に「入浴の際、まれに咳き込む場合があります。その際は換気をしてください。」と書いてありました。センターよりメーカーに問合せた処、発泡が強めで大きい泡が出る商品であり炭酸ガスを一度に多く吸ったため咳き込んだと思われると回答がありました。

消費者へのアドバイス

便利で快適な暮らしを求めて購入したはずの製品によって、消費者が健康、財産、時には生命までも失う事故が各地でおこっています。その原因としては、製品の欠陥や修理ミスなど事業者にあるものもありますが、消費者のうっかりミスや誤使用によるものも多数あります。

事例1のように、おかしいなと思ったら使用を止めて、修理や交換をお勧めします。また、事例2のように初めて使用する製品などは、事前に使い方や注意事項をよく確認しましょう。

製品の回収情報や事故情報については、以下のサイトで調べることができます。

- ・ 商品テストや回収・無償修理等の情報(独立行政法人 国民生活センター)
<http://www.kokusen.go.jp>
- ・ 事故情報データベース(消費者庁)<http://www.jikojoho.go.jp>

もし事故が起きたら、状況をできるだけ詳しく記録し、製品やケガの程度を写真に撮るなどの証拠を保存した上で、販売店やメーカー、最寄りの消費生活センターに伝えましょう。情報を伝えることで、他の事故防止に役立てることもできます。

お知らせ

借金・債務整理の無料相談会の開催について

長崎県多重債務者対策協議会では、12月に2回借金・債務整理に関する無料相談会を長崎市と佐世保市において開催します。詳しくは、協議会事務局へお問い合わせください。

※弁護士及び司法書士がご相談に応じます。



【無料相談会】

開催市	相談日	会場
長崎市	12月21日(金)～22日(土)	メルカつきまち5階会議室(長崎市築町3-18)
佐世保市	12月21日(金)～22日(土)	県北振興局天満庁舎3F会議室(佐世保市天満町1-27)

※ 相談時間 13:00～16:00

【無料電話相談】

無料相談会の開催に合わせて無料電話相談をお受けします。長崎市、佐世保市の会場にお越しできない場合などお気軽にご利用ください。

* 日時 上記無料相談会の日時と同じです

問合せ先 **長崎県多重債務者対策協議会**
長崎市大黒町3-1(交通産業ビル4階) 電話095-895-2318



門松カードのお申し込み受け付け

長崎県新生活運動協議会では、「暮らしの簡素化」や「省資源・ゴミの減量化」を一層推進するため、『新生活門松カード』を頒布しています。

このカードは、昭和30年代に松などの保護のために始まり、後に再生紙に印刷されるようになりました。平成25年のお正月には、ぜひこの環境に優しい『新生活門松カード』をご利用ください。

- 価 格** 2枚1組 50円
- 申込及び頒布** 平成24年11月1日(木)～ *いずれも9時～17時まで
- 申し込み先** 〒850-0057
長崎市大黒町3-1交通産業ビル4階 長崎県新生活運動協議会
TEL095-821-1901 FAX095-821-0901



この情報は県消費生活センターのホームページ「ながさき消費生活館」でもご覧いただけます

<http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>



計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL 095-844-9892 FAX 095-844-8844

編集・発行

長崎県消費生活センター

(長崎県県民生活部食品安全・消費生活課)
〒850-0057 長崎市大黒町3-1 長崎交通産業ビル4階
ホームページ「ながさき消費生活館」 <http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>

TEL 095-824-0999
FAX 095-828-1014